平成２４年（フ）第３９０号
神戸市垂水区桃山台６丁目12番地の13
債務者　和田　一夫
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　法隆
4　破産債権の届出期間　平成24年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月23日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０１号
愛知県瀬戸市末広町３丁目30番地、従前の住所神戸市東灘区住吉本町３丁目11番６―603号
債務者　種田　吉男
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉原　努
4　破産債権の届出期間　平成24年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月28日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０号
兵庫県南あわじ市賀集鍛治屋353番地、前住所兵庫県伊丹市大野２丁目194番地の１　ラプリールソシア110号
債務者　松原由希子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水原　祥吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第１０７２号
埼玉県南埼玉郡白岡町新白岡３丁目21―１
松本方、住民票上の住所札幌市西区西野４条５丁目10番５号
債務者　熊井　健得
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多田絵理子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月18日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２４号
京都府城陽市寺田宮ノ谷29番地の252
債務者　中田ひで子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　正大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４２５号
京都府城陽市寺田宮ノ谷29番地の252
債務者　中田　大信
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　正大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２６５号
兵庫県西宮市名塩さくら台２丁目13番地４
債務者　中井　康雄
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１９２号
仙台市泉区長命ケ丘東11番地の１
債務者　猪股　和幸
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　丈樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８４号
三重県津市稲葉町694番地３
債務者　吉田　実良
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　敏秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９２号
三重県津市河芸町浜田553番地50、住民票上の住所三重県津市河芸町杜の街２丁目31番地16
債務者　青木　雅弥
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄山　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１５６号
滋賀県栗東市小平井４丁目５番１号
債務者　カーショッププレイスこと　藤井　陽壱
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三田村　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０号
愛媛県松山市福音寺町426―１　メゾン・ドゥ・グランビュー501号、住民票上の住所愛媛県松山市畑寺２丁目４番24号　ヒルズ畑寺602号
債務者　室谷　和岳
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　潔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０２号
愛媛県東温市山之内1941番地
債務者　新土居正幸
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高桑　リエ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５８号
沖縄県うるま市勝連津堅307番地
債務者　赤嶺　榮福
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮國　英達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６７号
静岡県富士宮市淀師619番地の２　フレンドリーアリマ１―201号、前住所静岡県富士宮市外神1500番地の３
債務者　市村ちひろ
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１２８号
函館市中道２丁目23番10号
債務者　小林　希
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
函館地方裁判所